

令和6年度

幼稚園・保育園
認定こども園・小規模保育事業所
入園・入所あんない



市ホームページからも
ご案内しています

中津川市教育委員会事務局 幼児教育課

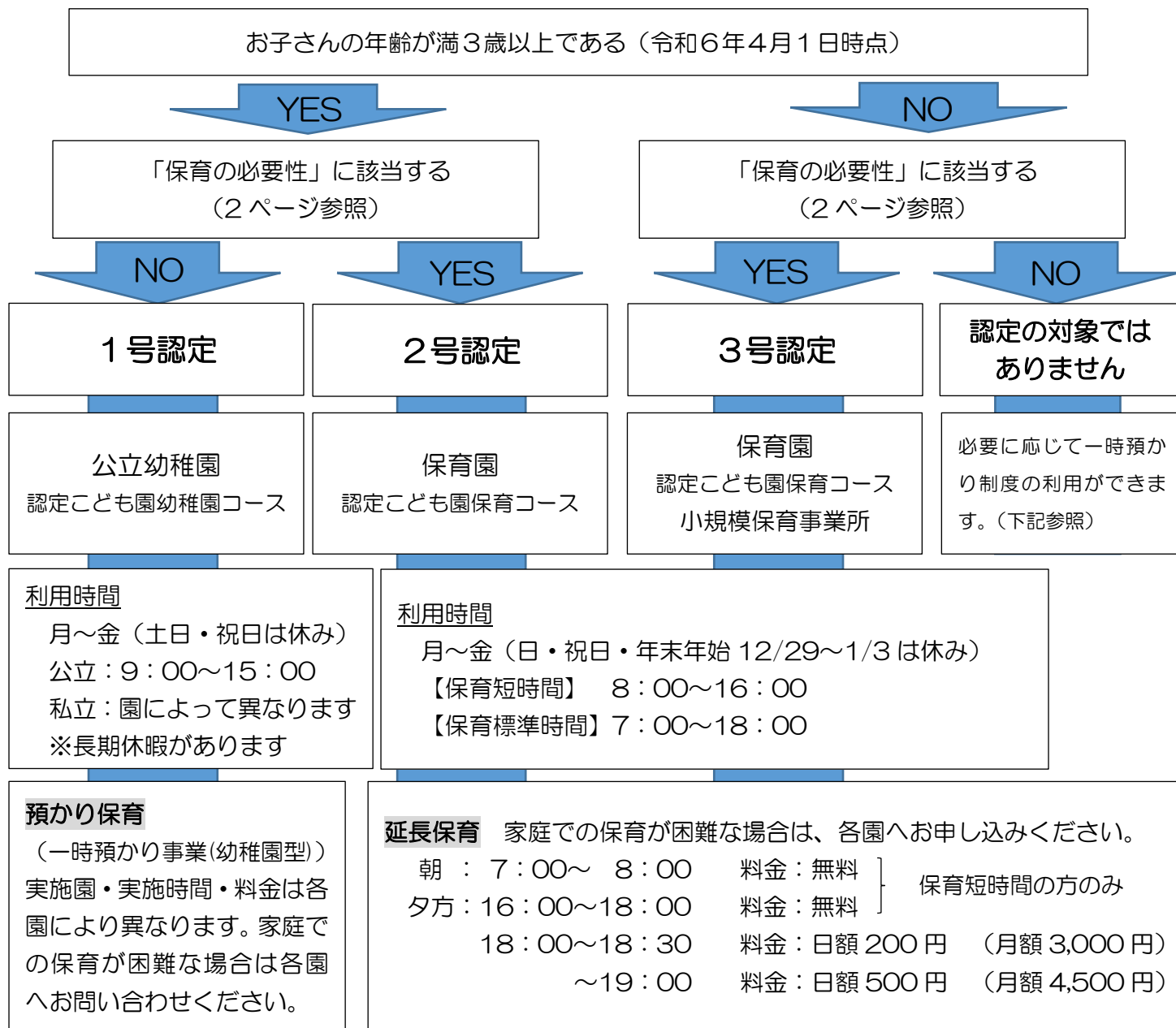
〒508-0032

中津川市栄町1番1号 にぎわいプラザ4階
(JR中津川駅前)

電話 0573-66-1111 (内線4241・4223)

【1】入園にあたって

幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所へ入園するには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって、1号・2号・3号に区分されます。認定区分は以下のとおりです。



◆私立幼稚園の入園条件・保育時間・料金等は、園によって異なるため、各園へお問い合わせください。

土曜保育

保護者の就労等により土曜日も保育が必要な場合に利用できます。

公立保育園・認定こども園の土曜保育は、中津川保育園・福岡保育園・やさかこども園・付知保育園が実施園となり共同で、阿木こども園と蛭川こども園は各園で行います。

- ☆中津川保育園：中津川・一色・北野・苗木保育園、坂本・落合神坂こども園（保育コース）
- ☆福岡保育園：福岡・下野・高山保育園
- ☆やさかこども園：やさか・山口こども園（保育コース）
- ☆付知保育園：付知保育園、加子母こども園（保育コース）

一時預かり(一般型)

保育園等に通っていない保護者が仕事・傷病・看病・冠婚葬祭等を理由に家庭で保育できないときに、一時的に利用できます。利用を希望される方は直接園にお問い合わせください。

【2】入園に必要な書類

(1) 提出書類（保育利用開始時点の状況を基準として作成してください。）

チェック	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼入園・入所申込書	児童1名につき1枚必要 ※記載例はP.7~8参照
<input type="checkbox"/>	保育を必要とすることがわかる書類	※保育希望者のみ 下記(3)参照
<input type="checkbox"/>	在宅障がい児（者）がいる世帯の場合、その方の障がい者手帳等の写し	該当者のみ
<input type="checkbox"/>	入（転）園願	※転園を希望する方のみ
<input type="checkbox"/>	健康診断書	※公立幼稚園のみ

(2) 申込みの際に持参が必要なもの（郵送の場合は写しを同封し、提出）

<input type="checkbox"/>	申請者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードまたは通知カード、もしくは住民票の写し）
<input type="checkbox"/>	申請者の身元を確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）
<input type="checkbox"/>	（申請者が保護者のいずれかではない場合）委任状

(3) 保育を必要とする理由・添付書類 ※幼稚園・認定こども園幼稚園コース希望の方は不要です。

兄弟姉妹でお申込みの場合、児童1人につき1部ずつ必要です。兄弟姉妹分はコピーでの提出でかまいません。一度、ご提出いただいた書類は返却およびコピーをお渡しすることはできません。必要があればコピーをとったうえでご提出ください。

保育を必要とする理由		証明書類
就労	保護者が家庭の外または自宅等で家事以外の仕事を1か月あたり64時間以上していること。	就労証明書 自営（自宅外自営、親族経営等の自営を含む）の方は、下記のいずれかの写しを添付 確定申告書・営業許可証・開業届・委託契約書・給与明細 等
農業	自家消費のための農業をのぞく	収支報告書などを求める場合があります。
疾病・負傷・障害	保護者が疾病・負傷、または精神・身体に障害があること	診断書（療養期間の記載があるもの）か障がい者手帳の写し。もしくは就労証明書（病休期間の記載のあるもの）
親族の介護等	同居等の親族を常時介護・看護していること	介護保険証（要介護認定のわかるもの）、障がい者手帳、診断書のいずれかの写し。もしくは就労証明書（介護休業期間の記載のあるもの）
災害復旧	震災や風水害・火災等の災害復旧に当たっていること	罹災証明書
求職活動 ※認定期間3ヶ月	求職活動（起業準備）を行っていること ※派遣会社の登録のみは求職活動と取り扱います。	ハローワークカード（ハローワーク受付票）の写しか、保育を必要とする申立書
就学	就学（職業訓練校等の職業訓練を含む）をしていること	在学証明書か在学期間を記載した証明書
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	
育児休業中の継続利用	育児休業取得前にすでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であること（原則3歳児以上）	就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）か、育児休業承認書の写し
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと ※産前は教育・保育の給付認定を行った日から（概ね出生予定日の6週間前に掛かる月から）、産後は8週間を経過した日の翌日の属する月の月末まで	母子手帳の写し（表紙・出産予定日がわかるページ）もしくは出産日を記載した証明書
その他	上記の事由に類すると市が認める状態であること	事由を証明できるもの

※保護者や世帯員、保育を必要とする理由等に変更が生じる場合や、退園される場合は幼児教育課への手続きが必要です。変更月の前月1日までに、在園されている園を通して必要書類を提出してください。書類は園にあります。



保育園一覽



令和6年4月1日現在の満年齢

保育園名	所在地	☎	定員	対象児					延長保育	一時預かり	未就園児交流	
				3歳未満			3歳以上	発達支援クラス				
				0歳	1歳	2歳						
私立	東さくら保育園	中津川 1250-6	66-1213	90人	○	○	○	○		○	○	
	坂本さくら保育園	茄子川 1597-17	68-6611	110人	○	○	○	○		○	○	
	めぐみ保育園	茄子川 888-1	68-5157	105人	○	○	○	○		○	○	○
	のぞみ保育園	苗木 4596-7	67-2327	40人	○	○	○			○	○	○
	かやの木保育園	かやの木町 4-13	66-1533	40人	○	○	○			○		○
	こばと保育園	中津川 2906-1	66-1537	79人	○	○	○	○		○		○
公立	一色保育園	東宮町 3-29	66-1330	100人	○	○	○	○		○		○
	中津川保育園	柳町 5-11	66-1264	120人	○	○	○	○	○	○		○
	北野保育園	中川町 3-36	66-1501	90人	○	○	○	○		○		○
	苗木保育園	苗木 1610-3	66-1538	110人				○		○		○
	付知保育園	付知町 5792	82-2379	140人		○	○	○		○		○
	下野保育園	下野 630-17	72-3312	60人	○	○	○	○		○		○
	福岡保育園	福岡 699-2	72-2062	120人	○	○	○	○		○		○
	高山保育園	高山 1063	72-5024	60人	○	○	○	○		○		○

※原則として0歳児は生後57日から入所できますが、入所状況により異なります。令和6年度からはこばと保育園でも受け入れを行います。

※めぐみ保育園は令和9年度をめどに未就園児園に移行予定です。これに伴い、3歳以上の新入園児の募集は行いません。

※一色保育園は令和8年度、北野保育園は令和9年度に中津川保育園と統合予定です。

※下野保育園、高山保育園は令和8年度に福岡保育園と統合予定です。

※発達支援クラスは、保育園での集団生活が可能と認められる3歳以上の児童が対象となります。



幼稚園一覽



令和6年4月1日現在の満年齢

幼稚園名	所在地	☎	定員	対象児			預かり保育	一時預かり	未就園児交流	
				満3歳	3歳以上	発達支援クラス				
私立	杉の子幼稚園	駒場 1195-7	66-1261	280人	○	○		○	○	○
	誠和幼稚園	手賀野 175	66-0237	140人	○	○		○		○
	付知のぞみ幼稚園	付知町 11010-3	82-2133	90人	○	○		○	○	○
公立	中津川幼稚園	昭和町 6-47	66-1310	90人		○	○	○		○

※私立幼稚園については各園へお問い合わせください。

※中津川幼稚園、南幼稚園、西幼稚園は令和6年度からは、南幼稚園の園舎があった場所に統合されます。

※誠和幼稚園は令和7年度に認定こども園へ移行予定です。

※発達支援クラスは、幼稚園での集団生活が可能と認められる3歳以上の児童が対象となります。



認定こども園



保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。コースにより保育時間等が異なります。

令和6年4月1日現在の満年齢

認定こども園名	所在地	☎	コース	定員	対象児				延長保育 (預かり保育)	一時預かり	未就園児交流
					3歳未満			3歳以上			
					0歳	1歳	2歳				
私立	にしこまの森	駒場 2416-1	66-3189	幼稚園	10人				○		
				保育	90人	○	○	○	○		○
	南さくら幼稚園	中津川 2358-1	65-3205(3歳以上) 66-5130(3歳未満)	幼稚園	80人				○		
				保育	110人	○	○	○	○		○
公立	坂本こども園	茄子川 841-1	68-4615	幼稚園	135人				○		
				保育					○		
	落合神坂こども園	落合 936-1	69-3527	幼稚園	※認定こども園移行前のため定員数未定。				○		
				保育					○		
	阿木こども園	阿木 107-1	63-2341	幼稚園	72人		○	○	○		
				保育					○		
	山口こども園	山口 1647-36	75-2505	幼稚園	30人				○		
				保育					○		
	やさかこども園	坂下 1578-1	75-2167	幼稚園	150人				○		
				保育		○	○	○	○		
加子母こども園	加子母 3417-7	79-2039	幼稚園	66人				○			
			保育				○	○			○
蛭川こども園	蛭川 4844-1	0573 45-2611	幼稚園	108人				○			
			保育			○	○	○			○

※原則として0歳児は生後57日から入所できますが、入所状況により異なります。

※落合保育園、神坂幼稚園は令和6年度から統合し、落合神坂こども園になります。

※発達支援クラスは、こども園での集団生活が可能と認められる3歳以上の児童が対象となります。



小規模保育事業所



子ども・子育て支援新制度の実施に伴い創設された、市町村による認可事業（地域型保育事業）で、0～2歳児を対象とした少人数での保育施設です。A型は保育従事者の全員が保育士です。

令和6年4月1日現在の満年齢

小規模保育事業所名	所在地	☎	対象児			類型	定員	連携施設	延長保育	一時預かり	未就園児交流
			0歳	1歳	2歳						
私立	誠和あい保育園	手賀野 175-76	67-8421	○	○	○	A型	19人	誠和幼稚園	○	
	家庭保育園くっく	手賀野 175-71	65-3762	○	○	○	A型	19人	杉の子幼稚園	○	○
	家庭保育園くっくネスト	駒場 1584-3	67-8133	○	○	○	A型	19人	杉の子幼稚園	○	○

※原則として0歳児は、誠和あい保育園及び家庭保育園くっくネストは8ヶ月から、家庭保育園くっくは1歳の誕生日を迎えた次の月から入所できます。

※連携施設とは、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う施設です。

※誠和あい保育園は令和7年度に認定こども園へ移行予定です。

～新年度 4 月入園・入所までの流れ～

日程	公立幼稚園 認定こども園幼稚園コース	保育園 認定こども園保育コース 小規模保育事業所
10月2日(月) ～ 10月20日(金)	■入園申込み書類の提出 ※各園、各事業所の募集園児数は、広報なかづがわ10月号又は市のホームページをご覧ください。	
	<提出先> 公立：幼児教育課、各幼稚園 私立：各認定こども園	<提出先> 幼児教育課、各総合事務所、各保育園、 認定こども園、小規模保育事業所
11月～ 12月下旬	■入園選考、抽選 <u>公立園で利用定員を上回る応募があった場合は、抽選を行います。</u>	■入園選考、抽選 選考は、記入のある希望園のみで行います。
	抽選の場合は、幼児教育課から該当者の方へお電話もしくは郵送でご連絡します。 ※中津川市役所の代表番号(0573-66-1111)からご連絡します。 ※留守番電話を設定頂けると、より早くご案内ができます。ご協力お願いします。	
1月下旬～ 2月上旬	■入園決定の通知発送 ・「支給認定通知書」 ・「施設利用内定通知書」	■一次連絡(郵送) <u>選考状況により前後する場合があります。</u>
	■口座振替依頼書(3部複写)を金融機関へ提出 <登録が必要な方> 0～2歳児クラスで保育園(公立・私立)に通う場合 3～5歳児クラスで公立の保育園、認定こども園に通う場合 詳しくは、入園決定の通知に同封する文書をご確認ください。	■入園決定の通知発送 ・「支給認定通知書」 ・「施設利用内定通知書」 ※転入予定の方は転入確認後に送付します。
2月中旬～ 3月上旬	■入園・入所説明会 園や事業所により健康診断、物品販売があります。	
4月初旬	■入園・入所式 <u>入園・入所式後1週間～10日前後は慣らし保育があります。お子様の状況により期間が変動することがあります。</u>	
4月中旬	■利用契約決定通知書発送 ※4月分の公立・私立保育園保育料、公立保育園・認定こども園副食費は、4月末に引き落とされます。	

※10月20日申込み締切後は、期間外受付期間として令和6年2月2日(金)までは申込みを受け付けます。先着順に選考を進めますので、幼児教育課へ必要書類をご提出ください。

※受付期間後にやむなく4月入園申込をする必要が生じた方は、幼児教育課へご相談ください。なお、申込状況によっては入園が5月以降になる場合があります。

※上記は新年度入園・入所募集時の予定であり、日程が多少前後することもあります。入所に向けた認定・選考事務、審査に時間を要することから、通知は上記予定に沿ってお知らせします。

～途中入園・入所までの流れ～

令和6年度途中入園（5月～3月）は下記の受付期間にお申し込みください。

- 1

申込書類の配布

 幼児教育課および園、各総合事務所（山口・坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川）で配布しています。
- 2

入園申込

 幼児教育課もしくは各総合事務所へ申込書類を提出してください。
- 3

選考・連絡

 毎月選考後、連絡期間に点数の高い方から順に電話にてご連絡します。新年度4月入園・入所と異なり、希望園以外の園の提示も行います。
- 4

内定

 園へ連絡いただき、入園前面談の日にちを決めてください。
- 5

入園決定

 「支給認定通知書」「利用契約決定通知書」を送付します。
- 6

入園

 1週間～10日程度、慣らし保育があります。

令和6年度 途中入園 ご案内期間				
入園日	受付期間	選考期間	連絡期間 <small>（多少前後する場合があります）</small>	期間外申込締切日
5月1日	2/1～3/15	3/18～	3月下旬～4月上旬	3/29
6月1日	3/1～4/15	4/16～	4月下旬～5月上旬	4/30
7月1日	4/1～5/15	5/16～	5月下旬～6月上旬	5/31
8月1日	5/1～6/14	6/17～	6月下旬～7月上旬	6/28
9月1日	6/3～7/12	7/16～	7月下旬～8月上旬	7/31
10月1日	7/1～8/15	8/16～	8月下旬～9月上旬	8/30
11月1日	8/1～9/13	9/17～	9月下旬～10月上旬	9/30
12月1日	9/2～10/15	10/16～	10月下旬～11月上旬	10/31
1月1日	10/1～11/15	11/18～	11月下旬～12月上旬	11/29
2月1日	11/1～12/13	12/16～	12月下旬～1月上旬	12/27
3月1日	12/2～1/15	1/16～	1月下旬～2月上旬	1/31

- ・産休、育休明けのお申込は、復帰される月の選考参加となります。ただし、6月～3月の選考参加で、**復帰日が月の1日～15日の場合**、慣らし保育期間が短いため、前月より選考に参加できます。
- ・受付期間外申込の方は、期間内申込の方のご案内が 全て終了したあとのご案内となります。
- ・受付期間後にやむなく入園申込をする必要が生じた方は、幼児教育課へご相談ください。（翌月の選考開始までに限る）
- ・広域入所（他市町村の園を利用）の場合は、相手方の自治体に準ずるため、この限りではありません。

施設利用保留通知書の発行について

- ・育児休業の申し出に係る子について保育所に申込みを行った結果、入所できない場合に交付されるものです。利用希望期間は、1歳の誕生日（または1歳6か月に達する日）の属する月の1日になります。決められた申込期間内に入所の申込みをしてください。期間外受付期間経過後の施設利用保留通知書の発行審査は翌月以降分として取り扱います。
- ・希望する保育所に入所できない場合に、育児休業の延長も許容できる方は、利用申込書の「案内不可の場合、育児休業延長を許容」のチェック欄を選択してください。公平な利用調整のため、その選択をした場合は利用調整に当たっての調整指数を減点します。
- ・選考後に発行する施設利用保留通知書には申請書に記入された園名が記載され、内定を取り下げた場合はその旨記載されます。

記入日

型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 入園・入所申込書

年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

中津 太郎

※押印不要です。

保護者氏名

中津 花子

岐阜県中津川市長 様

申請に係る小 学校就学前 子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) なかつ いちろう 中津 一郎	H・R 4年5月29日	男・女	有 無
	令和6年 4月 1日時点 年齢 1歳	病気 無 有(病名)	食物アレルギー 無	
発達について気になる事柄 無 有 ()				
〒508-0032 中津川市栄町1番1号				
電話がつながりやすい順にご記入下さい				
(第1連絡先: 母) 090-9876-5432		(第2連絡先: 父) 080-1234-5678		
4~8月申込の場合は令和5年1月1日現在の住所/9~3月申込の場合は令和6年1月1日現在の住所				
1. 現住所と同じ ② 転入前住所 県 市・郡 町・村 番地				
個人番号	※(入園を希望する)子どもの個人番号を記入してください。			
保育の希望の有無(※)	有: 保護者の学働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用 無:			

病気・アレルギー・発達について正確に記入してください。

「有」の場合は障害者手帳の写しをご提出ください。

保育を希望の方は「有」、幼稚園希望の方は「無」に○をしてください。

申込み児童をのぞく
家族全員を記入

園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を
無」を○で囲んだ場合は、①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の

区分	氏名	子どもの続柄	ご兄弟の学校名・園名は入園希望時の状況を記入してください。	前年度分(当年度分)市町村民税課税の有無	個人番号	備考
子どもの世帯員(同別居の家族)	なかつ 太郎 中津 太郎	父	S57年1月 1日 男	○	有 無	家族全員の個人番号を記入
	なかつ はなこ 中津 花子	母	S56年2月 2日 女	(有)△△	有 無	
	なかつ さくら 中津 さくら	姉	H29年11月11日 女	□□小学校	有 無	
	なかつ あきお 中津 あきお	兄	R2年6月 6日 男	□□保育園	有 無	
	なかつ はるお 中津 春男	祖父	S28年4月 4日 男	無職	有 無	
	なかつ なつこ 中津 夏子	祖母	S30年5月 5日 女	無職	有 無	
生活保護の適用の有無	適用無し・適用有り(年 月 日保護開始)					

単身赴任、別居等で同住所に居住していない場合は、備考欄にその旨、住民票のある市を記入してください。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望期間	令和6年 4月 1日から 令和11年 3月 31日まで
施設(事業者)名・希望理由	※幼稚園・認定こども園(幼稚園コース)の利用を希望される場合は第1希望のみ
第1希望	○○保育園
第2希望	△△保育園
第3希望	□□保育園

新年度4月新入園選考は、募集枠から記入した希望園のみで選考。途中入園では原則希望園を優先するが、記入のない園も案内可能

次ページ下記の表を参照のうえ記入してください。

在宅障がい児(者)有無については同一世帯の方が対象。有の場合は障害者手帳の写し(氏名、住所、等級が分かる)を提出

☑ 案内不可の場合、育児休業延長を許容

育児休業の延長を許容される方はチェック

ひとり親世帯該当の有無	該当無・該当有
在宅障がい児(者)の有無	該当無・該当有

表面「保育の希望の有無」欄で「有」を選んだ場合は③もご記入ください

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的な状況： 勤務先等 <u> (株)○○○ </u> 時間 8:30 ~ 17:30	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的な状況： 勤務先等 <u> (有)△△△ </u> 時間 8:30 ~ 16:00	
世帯の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 生計中心者の失業 <input type="checkbox"/> 虐待・DV・社会的擁護 <input type="checkbox"/> 子どもが障がい有する <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業明け <input checked="" type="checkbox"/> 兄弟姉妹同時利用 <input type="checkbox"/> 小規模保育等 <input type="checkbox"/> 再入園 <input type="checkbox"/> 保育士等 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的な状況： 令和6年4月29日 復職予定		
保育を必要とする利用時間	利用曜日 月 曜日から 金 曜日まで 利用時間 8時00 から 16時30 まで	希望区分 <input type="checkbox"/> 保育短時間認定 (8時~16時) <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定 (7時~18時)	利用時間に合わせた区分を選択 ※求職活動中の方は「短時間認定」

加点に影響するため、該当する項目は選択

利用時間に合わせた区分を選択
※求職活動中の方は「短時間認定」

土曜日に保育が必要な方は、「土曜日」とご記入ください。その場合「就労証明書」等、別途書類に基づき、各園・各事業所で相談します。

勤務先から園までの時間を含めた利用時間
(24時間表記で記入)

保護者氏名
※押印不要です。
中津 太郎

年 月 日

認定の可否 可・否 (否とする理由) 年 月 日認定	認 保護者の就労時間が標準時間認定の方でも、祖父母等による送迎が可能な場合は、短時間認定を希望いただけます。
支給の可否 可・否 (否とする理由)	目 年 月 日 至 年 月 日
備考	

<令和6年度版 年齢等早見表>

生年月日	クラス年齢	就学までの保育期間
平成30年4月2日~平成31年4月1日	5歳児	令和 7年3月31日まで
平成31年4月2日~令和2年4月1日	4歳児	令和 8年3月31日まで
令和2年4月2日~令和3年4月1日	3歳児	令和 9年3月31日まで
令和3年4月2日~令和4年4月1日	2歳児	令和10年3月31日まで
令和4年4月2日~令和5年4月1日	1歳児	令和11年3月31日まで
令和5年4月2日~	0歳児	令和12年3月31日まで

就労証明書提出時の留意点

保育を必要とする理由が「就労」の場合は、勤務先で就労証明書を作成していただく必要があります。

申込時にお子さん1人につき1部ずつの提出が必要です。

一度提出された書類は、返却やコピーのお渡しができないため、必要があればコピーをとってから提出してください。

中津川市長 宛		就労証明書	
<p>この用紙は保育所利用にあたり必要な書類です。 必ず事業所が作成してください。 修正テープ等の内容訂正は無効となります。 訂正を要する場合は二重線で訂正してください。</p>		<p>証明日 西暦 年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>代 証明日（証明書発行日）を記載</p> <p>所</p> <p>電話番号 — —</p> <p>担当者名</p> <p>記載者連絡先 — —</p> <p>※は、刑法上の罪に問われる場合があります。</p>	
<p>自営（自宅外自営・親族経営等の自営を含む）の方は、ご自分で作成の上、「確定申告書」「営業許可証」「開業届」「委託契約書」「給与明細」等のいずれかの写しを添付。</p>		<p>記載欄</p>	
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学	
2	フリガナ 本人氏名	<p>「無期」の場合は雇用開始日のみ、「有期」の場合は期間を記載</p> <p>生年 年 月 日 月 日</p>	
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 （無期の場合は雇用開始日のみ）	
4	本人就労先事業所	名称 住所	
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()	
6	(変則就労の場合)	<p>月 64 時間以上の就労の証明になっているか。 就労証明書の就労時間と、申請書裏面に記載の勤務時間に差異はないか。 申請書裏面に記載の利用時間が就労時間と送迎をふまえた利用時間になっているか。 土曜保育を希望する場合は、就労証明書に土曜勤務の記入があるか。</p>	
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・昇業時間を含む	主就労時間帯 シフト時間帯 時 分 ~ 時 分（うち休憩時間 分） 年月 年 月 年月 年月 年月 年月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中	
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日	
12	育児のための短時間勤務制度利用の有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主就労時間帯 シフト時間帯 時 分 ~ 時 分（うち休憩時間 分）	
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無	
14	備考欄	No. 6 には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No. 12 には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載。	
<p>追加的記載項目欄</p> <p>○No.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。</p> <p>復職予定月に入所できない場合に育児休業期間を変更することが想定され、証明が可能な場合は、「入園でき次第復職予定」などその旨をこの欄に記載。</p>			

◆提出時の確認事項

申請書 (表面)	<input type="checkbox"/>	ボールペン等で記入されているか。(摩擦熱で消えるペンでの記入は不可)
	<input type="checkbox"/>	表面右上の保護者氏名には保護者にあたる方(父母等)全ての氏名が記入されているか。
	<input type="checkbox"/>	障害者手帳「有」の場合、手帳の写しが添付されているか。
	<input type="checkbox"/>	アレルギー、病気、発達の有無等の記入がされているか。
	<input type="checkbox"/>	生年月日と年齢があっているか。(P.8 記入例下部の年齢早見表参照)
	<input type="checkbox"/>	保護者の連絡先の記入がされているか。(つながりやすい順)
	<input type="checkbox"/>	個人番号が記入されているか。
	<input type="checkbox"/>	世帯員欄に申込児童をのぞく家族全員が記入されているか。 ※単身赴任等で同住所に居住していない場合は、備考欄に住民票のある市町村名を記入。世帯分離していても同居の場合は記入が必要。
	<input type="checkbox"/>	(保育希望・4月新入園の場合) 記入した希望園のうち、募集のある園のみでの選考となるがよいか。
	<input type="checkbox"/>	ひとり親・在宅障がい児(者)の有無にチェックがあるか。 在宅障がい児(者)「有」の場合、手帳の写しがあるか。
<input type="checkbox"/>	(該当者のみ) 「案内不可の場合、育児休業延長を許容する」を選択した場合、20点減点となるがよいか。	
申請書 (裏面)	<input type="checkbox"/>	保護者署名欄に氏名の記入がされているか。
		<保育理由が就労の場合>
	<input type="checkbox"/>	記載勤務時間と就労証明書の就労時間に差異はないか。
	<input type="checkbox"/>	土曜保育を希望する場合、就労証明書に土曜勤務の証明があるか。
<input type="checkbox"/>	利用時間は就労証明書の就労時間と送迎時間をふまえた利用時間になっているか。	
添付書類	<input type="checkbox"/>	就労証明書等、保護者にあたる方(父母等)すべての分があるか。
	<input type="checkbox"/>	託児所を利用し、年度末に卒園となる場合、「託児所利用に関する証明書」があるか。

◆申請時の注意事項

- 申請時に育休復帰・復職予定、内定等で就労の認定を受けた場合、就労実績の確認として就労証明書を提出していただきます。
- 申請時と内定・決定時に差異がある場合、利用施設の内定・決定を取り消すことがあります。
- 虚偽の申請等がされたことを確認した場合、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。
- 申請後、利用調整中に状況の変更があった場合は速やかに幼児教育課までお申し出ください。
- 入所の意思がなくなった場合は、取下届を提出してください。
- 1号認定(認定こども園幼稚園コース及び公立幼稚園)と2号認定(認定こども園保育コース及び保育所)を併願し申請することは出来ません。
- 1号認定(認定こども園幼稚園コース及び公立幼稚園)の申請は利用児童1名につき、1部で第1希望のみの申請になります。
- 認定こども園幼稚園コース及び公立幼稚園の申請時に選考となり、選考から漏れた場合は、改めて申込書を希望の施設にご提出ください。
- 募集のない施設を希望された場合、翌月以降の選考として取り扱う場合があります。
- 郵送による申請の場合、申請者のマイナンバー及び身元の確認ができる書類を同封し、ご提出ください。

令和6年度 教育・保育給付認定における利用者負担額等

1. 利用者負担額の算定について

- ・児童の父母（保護者）の市民税所得割額の合計により決定します。なお、年少扶養控除や住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は、利用者負担額を算定する際には適用しません。
- ・児童の父母の市民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算する場合があります。父母またはひとり親の直近の収入が最低生活費の基準を超えている場合は、合算を外しますので、直近の給与明細等を幼児教育課へご提出ください。
- ・市民税等が無申告の場合は、算定が不可能なため、最高階層となります。
- ・修正申告などによる市民税額の変更や、世帯員構成や在宅障がい児（者）の有無など世帯の状況に変更があった場合は、利用者負担額も変更となる場合がありますので申し出てください。

令和6年4月～令和6年8月分 ⇒ 令和5年度分の市民税課税額により算定（R4.1月～R4.12月の所得）
 令和6年9月～令和7年3月分 ⇒ 令和6年度分の市民税課税額により算定（R5.1月～R5.12月の所得）

※新年度分の市民税課税額の確定が毎年6月となりますので、4月～8月分の利用者負担額算定は、前年度の市民税課税額に基づき算定し徴収します。9月分からの利用者負担額は6月に決定した市民税課税額により算定し徴収します。

市民税額は、毎年6月頃に市から通知される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または「市民税・県民税納税通知書」で確認できます。

中津川市 令和5年度利用者負担額基準額表（参考）

保育料決定による児童年齢：毎年4月1日現在で算定

階 層 区 分		3号認定 (保育利用・3歳未満児) 保育料(主食費・副食費含む)		1号認定(教育認定・3歳以上児) 2号認定(保育認定・3歳以上児)			保 育 料		
		短時間(T)	標準時間(H)	副食費徴収免除 判定基準	副食費 主食費はご飯持参や別途徴収など 園による				
					1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子		第3子 以降	
A階層	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	免除	免除	免除	無償	
B階層	市民税非課税世帯	0円	0円	市民税非課税世帯					
C階層	市民税均等割額のみ	11,400円	11,600円	市民税均等割額のみ					
D階層	D1	市民税所得割課税額 ～5,700円未満	12,500円	12,700円					57,700円未満
	D2	5,700円以上 48,600円未満	14,800円	15,000円					
	D3	48,600円以上 60,000円未満	17,000円	17,300円					
	D4	60,000円以上 77,101円未満	19,000円	19,300円					77,101円未満 77,101円以上
	D5	77,101円以上 97,000円未満	20,600円	20,900円					
	D6	97,000円以上 115,000円未満	26,300円	26,700円					施設で 定める額 4,500円 程度
	D7	115,000円以上 133,000円未満	31,500円	32,000円					
	D8	133,000円以上 150,000円未満	37,500円	38,100円					
	D9	150,000円以上 169,000円未満	42,800円	43,500円					
	D10	169,000円以上 247,000円未満	49,800円	50,600円					
	D11	247,000円以上 301,000円未満	52,800円	53,700円					
	D12	301,000円以上	52,800円	53,700円	市民税等未申告 または確認できない世帯				
市民税等未申告 または確認できない世帯		52,800円	53,700円	市民税等未申告 または確認できない世帯					

上記のほかに実費負担が発生する場合があります。詳しくは各園にご確認ください。

2. 多子世帯等の利用者負担額軽減について

- 以下の各区分に該当する児童を年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。
- 対象施設（＊）に入所または利用している未就学児童が対象です。
なお、市民税所得割額 77,101 円未満世帯では、未就園児、認可外保育施設を利用する児童も含めて数えます。
- (1) 1号認定（教育認定）
 - 同一世帯の小学校3年生以下の兄妹から数えます。
- (2) 2・3号認定（保育認定）
 - 同一世帯で2人以上入所している場合、年上児童は全額、2人目の保育料は半額、副食費は全額、3人目からは無料になります。
 - なお、以下①②に該当する世帯は軽減があります。
 - ①市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯は、保育料は第2子半額・第3子無料、副食費は無料です。
 - ②市民税所得割額が 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯は、年齢制限を 18 歳までとし、第3子以降無料です。

＊対象施設：保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼児部、知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障がい児短期治療施設通所部、児童デイサービス

3. 母子・父子家庭及び在宅障がい児（者）のいる世帯

- 2・3号認定（保育認定）で B～D4 階層と認定された世帯の内、**母子・父子家庭及び在宅障がい児(者)**のいる世帯が対象です。
- 第1子については、次表による利用者負担額となり、第2子以降は無料です。

階層区分	認定階層	3号認定 (保育利用・3歳未満児) 保育料（主食費・副食費含む）		2号認定	
		短時間	標準時間	副食費	保育料
				主食費はご飯持参や 別途徴収など園による	
B 階層	BO 階層	0円	0円	免除	無償
C 階層	CG 階層	3,800円	3,900円		
D1 階層	D1G 階層	4,300円	4,400円		
D2 階層	D2G 階層	5,200円	5,300円		
D3 階層	D3G 階層	6,300円	6,400円		
D4 階層	D4G 階層	7,100円	7,200円		

4. 利用者負担額の納付方法

- 公私立保育園の保育料および公立保育園・認定こども園の副食費の納付は、原則口座引き落としです。口座振替日は、**毎月末日**です。金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
- 保育料を納期限までに納付されなかった場合は、納付までの日数に応じて、延滞金がかかります。
- 公立幼稚園の給食費、小規模保育事業所の保育料、私立認定こども園の保育料および副食費、私立保育園の副食費の納付については、各園によって異なります。



◆よくあるご質問◆



●教育・保育給付認定について

① 就労していないのですが、保育園に子どもを預けることは出来ますか。

保育園は保護者が家庭で子どもを保育できない場合に保護者に代わって保育を行う場です。利用するには就労などの「保育を必要とする理由」が必要になります。

② 求職活動中ですが、保育園の入園申込みはできますか。

可能です。求職活動を理由に保育園へ申込みされる方は、入園後3か月以内に就職し、認定変更の申請手続きをとる必要があります。申請がない場合は退園となります。

③ 給付認定の内容に変更があった場合、いつまでに申請を行う必要がありますか。

保育必要量や認定区分に変更があった場合、早くても翌月からの変更となります。そのため前月1日までに「変更認定申請書」と変更内容を確認する証明書類を在園の保育園又は幼児教育課までご提出ください。申請手続きを前月1日までに行わなかった場合、認定変更は翌々月からとなります。

④ 就業時間が伸びたため、保育短時間を保育標準時間に変更したいのですが、いつからできますか？

保育必要量に変更が生じた場合は、認定変更の申請手続きを行ってください。変更は月単位で行い、月の途中からの変更は出来ません。変更の申請は変更月の前月1日までに行っていただく必要がありますので、当月からの変更が必要であれば延長保育等をご利用ください。

⑤ 保育標準時間認定相当の就労ですが、祖父母等家族の送迎が可能な場合、保育短時間認定を希望することは可能ですか。

可能です。なお、保護者の方以外が送迎に上がられる場合は、事前に園と調整を行ってください。

⑥ 保育を必要とする理由に該当しますが、幼稚園や認定こども園の1号コースへの入園は可能ですか。

可能です。なお、幼稚園や認定こども園の1号コースには長期休暇があります。各園の保育時間及び長期休暇等を踏まえ、ご家庭での保育が可能な範囲でお申し込みください。

⑦ 認定こども園の1号コースに入園希望ですが、2号コースへの変更は可能ですか。

可能です。「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園・入所申込書」と証明書類等をご用意し、変更月の前月1日までに、在園の認定こども園又は幼児教育課へご提出ください。

⑧ 就労時間が120時間未満ですが、保育標準時間への認定は可能ですか。

原則として120時間未満の就労時間の場合は保育短時間となりますが、一日の勤務時間が8時間を越える、通勤に時間が掛かり降園時間までに間に合わない、シフト等で定期的に（週1日程度）保育短時間を越えるなどの理由がある場合は保育標準時間の認定が可能です。

⑨ 妊娠・出産の認定期間はいつになりますか。

産前は教育・保育の給付認定を行った日（出生日から6週間のかかる月）から、産後は8週間を経過した日の翌日の属する月の月末までになります。また、実際の出生日により、出生前に認定した期間が変更になることがあります。なお、妊娠初期の場合でも、保護者の心身の状況を踏まえて、保育の必要性があると判断できる場合は、妊娠・出産を理由とした保育認定を行う場合があります。

⑩ 疾病を理由として保育園の利用申し込みをする際、添付資料として、医師からの診断書を提出する予定です。医師から長期の療養が必要と言われているが、具体的な療養期間の記載が難しい場合はどうしたら良いでしょうか。

保育給付認定を行う際に、具体的な認定期間の目安として、療養期間の記載をお願いしております。疾病等により長期の療養が必要な場合は、その旨診断書に記載の上ご提出ください。

⑪ 10月の教育・保育の給付認定申請時には4月は保育標準時間による就労の予定だったが、その後保育短時間の就労に変更することになった。認定の変更手続きはどのように行ったら良いですか。

申請時の状況と、内定又は決定時における保育給付認定の内容に差異が発生する場合、速やかに幼児教育課までお申し出ください。なお、虚偽の申請がされたことを確認した場合は、利用施設の内定・決定及び保育給付認定の取り消しを行うことがあります。

⑫ 在園中に就労状況等を確認されることはありますか。

毎年、就労や疾病状況等の確認をするため現況届を提出いただく必要があります。また育休復帰予定や就労の内定で入園された後に、就労実績の確認として就労証明書を頂くことがあります。もし勤務先を退社した場合、申請を怠りますと保育認定の取り消し及び退園になることがありますので、適宜認定変更の申請手続きをお願いします。

⑬ 入園申込をせず、教育・保育給付認定のみを受けることは可能ですか。

施設の利用申し込みをせず、教育・保育給付認定のみを受けることは可能です。この場合、必要書類をご用意し、幼児教育課までお申し込みください。

●入園について

① 保育園への通園は4月1日から始まりますか。

4月1日から入園式までの期間は、新年度の準備等のため家庭での保育をお願いしています。入園式後、新入園児は慣らし保育（1週間～10日間ほど）があります。

② 育児休業からの職場復帰が7月ですが、4月から保育園への入園申込みは可能ですか。

新入園では、4月中の職場復帰が入園の条件になります。4月の新入園ご希望の方は、4月中の職場復帰を会社とご相談ください。5月以降の復帰になる場合は、毎月の途中入園にお申込みいただけます。途中入園の申込時期等の詳細については、6ページをご確認ください。

③ 手続きの前に一度見学できますか？

見学は可能です。直接園へお問い合わせください。

未就園児交流の場については「子育てサイトなかつっこ」から開催内容をご確認ください。

④ 保育園への入園希望者が多い場合、先着順で入園決定されますか？

先着順ではありません。申込期間内に申込みをした方の中で、保育の必要性の認定指数の点数が高い方から調整を行い、入園決定します。点数が同点の場合は抽選を行います。なお、公立幼稚園及び認定こども園幼稚園コースにおいて利用定員を上回る応募があった場合は、抽選を行います。

⑤ 中津川市外への保育園へ入園希望ですが、通うことは出来ますか。

所管する市町村が「広域入所」の受入れをしており、希望する園に空きがあれば、調整を進めます。幼児教育課へご相談ください。

⑥ 中津川市へ引っ越す予定ですが、保育園への入園申込みは可能ですか。

可能です。なお、入園日時点で中津川市に住民登録が必要になります。

⑦ 託児所や未満児保育園、小規模保育事業所を卒園した場合、入園の際に何らかの加点はありますか。

託児所や未満児保育園、小規模保育事業所を卒園により以上児園への入園を希望する場合は「小規模保育等卒園児」の加点がありますので、申請書裏面の世帯の状況「小規模保育等卒園児」を選択してください。託児所卒園児は「託児所利用に関する証明書」を併せて提出することで加点が行われます。なお、次年度も在園が可能な0歳児、1歳児等の場合は加点は行われません。

⑧ 小規模保育事業所に在園中、満3歳を迎えた場合、その施設の連携施設に入園しなければならないでしょうか。また連携施設以外の施設へ入園することは可能でしょうか。

原則として、小規模保育事業所は保育を必要とする0～2歳までの乳児・幼児の保育を行う施設です。そのため満3歳を迎えた時点で連携施設へ移ることになりますが、特例として満3歳以降も在園することは可能です。また、連携施設以外の施設への入園は可能です。

●その他

① 教育・保育給付認定と入園の違いは何ですか。

教育・保育給付認定は、保育園等を利用する場合に受けていただく手続きで、入園申込と同時に申請してもらいます。必要に応じた保育・教育を提供していくために、保育の必要性や必要量を判定するものであり、保育園への入園を確約するものではありません。入園は、認定を受けたことに対して市の方で利用調整（入園選考）を行い、入園内定または保留の通知を行います。

② 幼稚園と保育園の利用料の違いについて教えてください。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、原則3歳以上の児童に係る保育料、幼稚園授業料は無償になったため利用料はかかりません。なお、満3歳に到達し、1号認定を受けた場合の利用料は無償になりますが、保育認定の場合、満3歳に到達しても2歳児クラスでの保育になるため保育料が発生します。

③ 園の利用料の他に、支払いが必要なものはどのようなものがありますか。

3歳以上児の利用料は幼児教育・保育の無償化により無償になっていますが、給食などの食材料費にかかる副食費や行事費、学習費、写真代などの実費徴収に係るものの支払いがあります。また保護者会費やPTA会費等の支払いがあります。満3歳未満は保育料の支払がありますが、副食費等の食材料費も保育料に含まれています。実費徴収に係るものの詳細な金額については、各園にお問い合わせください。

④ 兄弟が別の園に在園している場合でも、下の子（3歳未満児）の保育料は半額になりますか。

半額になります。また、上の子が幼稚園に在園している場合でも同様に半額になります。

⑤ 副食費や保育料の口座振替の申し込みはどうしたら良いですか。

公立保育園、公立こども園の他、私立保育園の保育料のみ、中津川市の口座振替にて対応しております。入園内定後、口座振替依頼書を中津川市の指定代理金融機関へご提出ください。なお、ご兄弟在園時に口座振替を行っている場合は申し込みの必要はありません。

また、公立幼稚園の給食費、私立保育園の副食費、私立認定こども園の保育料、副食費、小規模保育事業所の保育料は各園によって納付方法が異なります。直接園へお問い合わせください。

⑥ 修正申告を行った結果、市民税所得割額に変更があったが、保育料等の変更は行われますか。

市民税所得割額に変更があった場合、保育料等の算定について変更が考えられますので、速やかに幼児教育課又は在園の保育園までお申し出ください。また、修正申告により、市民税所得割額に変更があったが、お申し出が無かった場合、幼児教育課から案内させていただくことがあります。

⑦ 夫婦いずれも収入が無かったが、保育料が賦課されているのはなぜですか。

市民税等の申告が無かった場合、保育料の算定が行えないため、保育料を最高階層で算定する場合があります。そのため、昨年中に収入が無かった場合でも市民税の申告を行っていただく必要があります。

【参考】保育の必要性の認定指数表

分類	中分類	小分類	児童・保護者等の状況	指数	父	母		
保育 必要理由	就労	月160時間以上	1ヶ月あたり160時間以上の就労をしている	12				
		月140時間以上160時間未満	1ヶ月あたり140時間以上160時間未満の就労をしている	11				
		月120時間以上140時間未満	1ヶ月あたり120時間以上140時間未満の就労をしている	10				
		月100時間以上120時間未満	1ヶ月あたり100時間以上120時間未満の就労をしている	9				
		月80時間以上100時間未満	1ヶ月あたり80時間以上100時間未満の就労をしている	8				
		月64時間以上80時間未満	1ヶ月あたり64時間以上80時間未満の就労をしている	7				
	妊娠中・出産			出産前後、合計3ヶ月（保育措置期間、合計3ヶ月）	9			
	保護者の疾病	入院・1ヶ月以上		おおむね1ヶ月以上の入院が見込まれる場合	10			
		居宅療養	1ヶ月以上常時臥床	疾病等のため、おおむね1ヶ月以上常時寝床で寝ている状態等を要するもの	10			
			精神性患者、感染性患者			8		
			一般療養（通院加療 自宅安静）	1ヶ月以上療養（通院加療等を行い、かつ、安静を要する）が必要と診断された場合	6			
			その他（定期通院）	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する場合	4			
		重度障がい		身体障がい者手帳1・2級や療育手帳A及び精神障がい者保健福祉手帳1級を所持するもの及び同程度と判断できる場合	10			
	中度・軽度障がい		身体障がい者手帳3～6級や療育手帳B及び精神障がい者保健福祉手帳2・3級を所持するもの及び同程度と判断できる場合	7				
	親族の介護	通院	週2日以上	週2日以上通院（通所）し、かつ常時介護を要する常態がおおむね1ヶ月以上見込まれる場合	9			
			週1日以上	週1日以上通院（通所）し、かつ常時介護を要する常態がおおむね1ヶ月以上見込まれる場合	7			
		常時介護 重度障害児・者		重度障害児・者、常時病臥、精神的疾患等で常時介護を必要とする場合	9			
		自宅介護 中度・軽度障害児・者		自宅介護で上記以外の場合	7			
	災害復旧			火災、風水害等で家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	10			
	求職活動			求職活動（起業準備等）のため昼間外に出ることを常態としている	5			
	就学			不就労であるが、就職、技術習得（職業訓練等）のため保育に当たれない場合	8			
	虐待・DV			虐待およびDVのおそれがある。	10			
	育児休業			育児休業取得前にすでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要（原則3歳児以上）	5			
その他			上記に類する状態として保育が必要であると認める場合	7				
保育 必要量	保育短時間		8時間（8時～16時）	1				
	保育標準時間		11時間（7時～18時）	2				
優先 利用事由	ひとり親世帯		母子家庭または父子家庭	13				
	生活保護世帯		生活保護を受けている世帯	3				
	生計中心者の失業		生活の中心者の失業により、就労の必要性が高い	5				
	虐待・DV・社会的擁護		虐待およびDVのおそれがある。父母どちらかに育児能力が欠如している	10				
	子供が障がいを有する		児童又は児童と同一世帯の他の児童が障がいを有する	1				
	育児休業明け		入園を希望する月に児童の保護者の育児休業が明け、職場復帰となる	3				
	兄弟姉妹同時利用		同時に2人以上の兄弟姉妹が入所を希望。または兄弟姉妹が希望の園に入園している	5				
	小規模保育等卒園児		託児所や未満児保育園、地域型保育事業等の卒園児である（託児所利用に関する証明書の提出が必要）	3				
	再入園		以前入園していた保育園への入園を希望する	3				
	保育士等		中津川市において保育士・幼稚園教諭として就労する、または就労予定である	5				
	その他		上記に類する状態として優先事由であると認める場合	3				
調整事由	育児休業延長を許容		希望する保育園に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる	-20				
				合計				

・保育の必要性の認定指数表は、利用調整で使用します。
 ・指数は見直しをする場合があります。

「中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画」

～よりよい幼児教育・保育環境を提供するために～

- 市は、少子化や施設の老朽化の状況から、子どもたちの育ちにとって望ましい適正な集団規模の確保や安全・安心な保育環境を確保するため、公立施設における『中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画』を令和3年5月に策定しました。
- 令和3年度から10年かけて順次、幼稚園・保育園のこども園化・統廃合・指定管理化を行い、2年に一度見直しを行う計画です。
- 本計画を進め、子どもたちがより多くの人と関わりを持ち「思考力・判断力・表現力」や「挑戦・我慢して最後までやり遂げる力・思いやり」を育むためのよりよい保育環境を提供していきます。

計画の全体版は市ホームページからご覧になれます。



令和5年9月末現在の適正配置計画の今後の予定

No.	地区	園名	計画・工程		
			区分	対象	実施年
01	中津	中津川保育園	統合	0～5歳	R8/R9
		一色保育園			
		北野保育園			
		中津川幼稚園	統合	3～5歳	R6
		南幼稚園			
		西幼稚園			
02	苗木	苗木保育園	指定管理こども園化	0～5歳	R12
03	坂本	坂本こども園	指定管理	0～5歳	R12
04	落合 神坂	落合保育園	統合こども園化	3～5歳	R6
		神坂幼稚園			
05	阿木	阿木こども園	存続	1～5歳	***
06	山口 坂下 川上	山口こども園	統合	0～5歳	R12
		やさかこども園			
07	加子母	加子母こども園	存続	2～5歳	***
08	付知	付知保育園	指定管理こども園化	1～5歳	R12
09	福岡	高山保育園	統合こども園化	0～5歳	R8
		福岡保育園			
		下野保育園			
10	蛭川	蛭川こども園	存続	1～5歳	***